

介護保険負担限度額認定の更新手続きをする皆様へ

介護保険負担限度額認定とは、低所得（市町村民税非課税世帯）の方が、介護保険施設への入所やショートステイを利用したときに支払う食費・居住費（滞在費）の負担軽減を図る制度です。

※負担軽減を希望する人は、毎年申請手続きが必要です。

令和7年度から介護保険施設の名称・居室の種別・サービスの種別を確認します

居室・サービスの種別については右のいずれかとなります。手続きの際は、事前に確認していただき、申請書の該当項目に○印を記載してください。

居室の種別	ユニット型個室・ユニット型多床室・ 従来個室・多床室
サービスの種別	特別養護老人ホーム・老人保健施設・ 介護医療院・ショートステイ

対象になる人

次の(1)から(3)の全ての要件に該当する方

- (1)市町村民税非課税世帯（本人及び世帯全員）
- (2)世帯を別にしている配偶者がいる方は配偶者が非課税であること（内縁の方を含む）
- (3)預貯金等が右の基準に当てはまる人

預貯金などの基準

第1段階	単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
第2段階	単身 650万円、夫婦1,650万円以下
第3段階①	単身 550万円、夫婦1,550万円以下
第3段階②	単身 500万円、夫婦1,500万円以下

対象になるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・ショートステイ（生活介護・療養介護） など

負担限度額（1日あたり）

		第1段階 生活保護受給者 ／老齢福祉年金 受給者	第2段階 年金収入など※1 80.9万円以下	第3段階① 年金収入など※1 80.9万円超 120万円以下	第3段階② 年金収入など※1 120万円超	基準費用額※2
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
	ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	従来型 個室	老健・療養・ ショート（療養）	550円	550円	1,370円	1,728円
		特養・ ショート（生活）	380円	480円	880円	1,231円
	多床室	老健・療養・ ショート（療養）	0円	430円	430円	437円
		特養・ ショート（生活）	0円	430円	430円	915円
食費	施設入所者	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
	ショートステイ利用者	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

※1 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※2 基準費用額は、国の定める標準的な金額を記載しています。実際の金額は施設が定める金額となります。

詳しくは、入所または利用されている施設にお問い合わせください。

☎ 介護保険課認定係 ☎ (0982)22 - 7071